

地球温暖化問題に関する懇談会の開催について

平成 20 年 2 月 22 日
閣 議 決 定

1. 趣旨

地球温暖化の克服には、社会や経済が新しいステージに移行することが必要であり、したがって、地球温暖化の危機は、むしろ世界全体が発展していくためのチャンスととらえるべきである。我が国はこれまで様々な危機を乗り越える中で環境に対応する技術や社会の仕組みを蓄積してきており、来るべき低炭素社会づくりにおいて大いに世界に貢献することができ、また、そのことは我が国自身にとっても発展のチャンスとなる。

このような観点から、低炭素社会に向けた様々な課題について議論を行うため、内閣総理大臣が有識者の参集を求め、地球温暖化問題に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 懇談会は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 懇談会の座長は、互選により決定する。
- (3) 懇談会は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 分科会

懇談会は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、座長が指名する。

4. その他

会議の庶務は、環境省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。